

福岡県公報

平成二十三年十月十四日
第三千三百十五号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十一号―第三十四号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課)……………一

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)……………二

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁義務教育課)……………二

○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課)……………二

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 社会福祉の充実及び教育の振興のための財政需要に充てるため、法人県民税の法人税割に係る税率の特例措置について、その適用期間を五年間延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の制定による高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び更新の申請に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十三年十月二十日から施行することとした。ただし、別表五五

の項及び五六の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁義務教育課)

1 県立特別支援学校の整備に関する計画に基づき、県立特別支援学校を新設するため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十三年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団が依然として県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、本県からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団事務所において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為が行われた場合の暴力団事務所の使用の制限、特定の地域における暴力団の排除の推進及び建設工事に関し暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合の通報義務について定めるなど、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年二月一日から施行することとした。ただし、第一条中第十七条の改正規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は平成二十四年八月一日から施行することとした。

二 第二条の規定による改正後の福岡県暴力団排除条例第十四条の二第二項の規定による申出は、第二条の規定の施行前においても行うことができることとした。

条 例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
付則第十六条中「平成二十四年一月三十一日」を「平成二十九年一月三十一日」に改める。

附 則

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削る。

別表五五の項中「、第三十九条の七第九項又は第三十九条の百六第二項」を削り、同表五六の項中「、第三十九条の七第十一項又は第三十九条の百六第四項」を削る。

別表七四の項を次のように改める。

七四	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条の規定によるサービスタクシ高年齢者向け住宅事業の登録及び更新の申請に対する審査	サービスタクシ高年齢者向け住宅事業登録申請又は更新申請手数料	一 建築物につき、次に掲げる登録住宅の戸数の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額 一 十戸以下 二五、〇〇〇円 二 二十戸以上二十戸以下 三〇、〇〇〇円 三 二十一戸以上三十戸以下 三四、〇〇〇円 四 三十一戸以上四十戸以下 三八、〇〇〇円 五 四十一戸以上五十戸以下 四二、〇〇〇円 六 五十一戸以上七十戸以下 五一、〇〇〇円 七 七十一戸以上百戸以下 六四、〇〇〇円 八 百一戸以上 七七、〇〇〇円	申請のとき
----	---	--------------------------------	--	-------

附則

この条例は、平成二十三年十月二十日から施行する。ただし、別表五五の項及び五六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十二条第二項の表中二十の項を二十一の項とし、九の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

9	福岡県立太宰府特別支援学校	太宰府市
---	---------------	------

附則

この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第六条―第十二条）」を

「第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第六条―第十二条）」を

第二章の二 暴力団排除通報をした者に対する不利益な取扱いの禁止（第十

二条の二）

「第十四条」を「第十四条」に、「第十七条」を「第十七条の三」に改め、「第

十八条」の下に「第十八条の二」を加え、「第二十四条」を「第二十三条の二」第二十四条」に改める。

第二条に次の一号を加える。

六 青少年 十八歳未満の者をいう。

第六条中「ならないよう、」の下に「暴力団関係者（一）を、「有する者」の下に「をいう。第十七条第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二において同じ。」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 暴力団排除通報をした者に対する不利益な取扱いの禁止

第十二条の二 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める暴力団排除通報（労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、その労務提供先（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

第二条第一項に規定する労務提供先をいう。以下この項において同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者により、この条例の規定に違反する行為その他の暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ指定した者又は県に通報することをいう。以下この条において同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

一 暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又はまさに行われようとしていると思料する場合 当該労務提供先又は当該労務提供先があらかじめ指定した者に対する暴力団排除通報

二 暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又はまさに行われようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合 県に対する暴力団排除通報

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。

）が、前項各号に定める暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に対し、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除すること、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

第十三条第一項中「敷地」の下に「（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）を加え、同条第二項中「設置された」を「設置され、又は土地がこれらの施設の用に供するものと決定した」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（暴力団事務所に青少年を立ち入らせることの禁止等）

第十三条の二 暴力団員は、正当な理由がなく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 公安委員会は、暴力団員が前項の規定に違反する行為をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

（暴力団事務所における青少年有害行為に対する措置）

第十三条の三 公安委員会は、暴力団事務所を現に管理している暴力団員（以下この条において「管理者」という。）又はその配下暴力団員（暴力団員がその所属する暴力団の活動に係る事項について他の暴力団員に指示又は命令をすることができる場合における当該他の暴力団員をいう。）が、当該暴力団事務所において、当該暴力団のためにする行為として、青少年有害行為（別表に掲げる罪に当たる違法な行為であつて、青少年を対象とし、又は相手方として行われるものをいう。）を実行し、又はこれに共犯として加功したときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該管理者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該暴力団事務所を

当該暴力団の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。

2 前項の場合において、公安委員会は、当該暴力団事務所が第十三条第一項に規定する区域内にあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該管理者に対し、当該暴力団事務所の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該暴力団事務所の入出口の見やすい場所に、当該管理者が当該暴力団事務所について同項の命令を受けている旨を告知する公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定に基づき定められた期間が経過したとき、又は当該期間内において当該標章を貼り付けた暴力団事務所が当該暴力団の活動の用に供されるおそれなくなつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

5 何人も、第三項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた暴力団事務所に係る第一項の規定に基づき定められた期間が経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第十七条を次のように改める。

(事業者の契約時における措置)

第十七条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結するときは、当該事業に係る契約において、次に掲げる旨の全てを定めるよう努めるものとする。

一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明したときは、当該事業者は、催告をすることなく当該事業に係る契約を解除することができる旨

二 当該事業に係る契約の相手方が当該事業に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この号及び次項において「関連契約」という。）の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明したときは、当該事業者は、当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必

要な措置を講ずるよう求めることができる旨

三 前号に規定する求めに対し、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由がなくこれに応じないときは、当該事業者は、当該事業に係る契約を解除することができる旨

3 前項各号に規定する場合においては、当該事業に係る契約を書面により締結した事業者は、速やかに当該事業に係る契約を解除し、又は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずることを求めるよう努めるものとする。

第四章中第十七条の次に次の二条を加える。

(建設工事に係る通報義務)

第十七条の二 次に掲げる者は、建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）に関し、暴力団員であること又は暴力団と関係を有することを告げ、又は推知することができるような言動を用いて行われる不当な要求その他の暴力団関係者又は暴力団の威力を利用した者からの不当な要求を受けたときは、県に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

一 建設工事の注文をし、又はしようとする者

二 建設工事を請け負い、又は請け負おうとする者

三 建設工事に関連する資材その他の物品の納入をし、又はしようとする者

四 建設工事に関連する役務の提供をし、又はしようとする者

(自己の名義の利用をさせることの禁止)

第十七条の三 何人も、情を知って、暴力団員に当該暴力団員が第十八条の二の規定に違反することとなる自己の名義の利用をさせてはならない。

第十八条に見出しとして「(利益の供与を受けること等の禁止)」を付し、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(他人の名義の利用をさせることの禁止)

第十八条の二 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義の利用をしてはならない。

第二十一条を次のように改める。

(調査)

第二十一条 公安委員会は、第十三条の二第一項、第十五条第二項、第十七条の三、第十八条第二項、第十八条の二、第十九条第二項若しくは前条第二項の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき、又は第十三条の二第二項若しくは第三項若しくは第十三条の三第一項若しくは第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十三条の二第一項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき、又は第十三条の二第二項若しくは第三項若しくは第十三条の三第一項若しくは第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であつて、前項の規定による説明又は資料の提出によつては、その目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条中「第十五条第二項」の下に、「第十七条の三」を、「第十八条第二項」の下に、「第十八条の二」を加える。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をするときは、青少年の氏名、住居等が推知されることのないよう必要な配慮をしなければならない。

第八章中第二十四条の前に次の三条を加える。

(協力要請)

第二十三条の二 公安委員会は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、

公安委員会規則で定めるところにより、関係者に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(仮の命令)

第二十三条の三 公安委員会は、緊急の必要があると認めるときは、福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、公安委員会規則で定めるところにより、第十三条の二第三項の規定による命令をすることができる。

2 前項の規定による命令(以下この条及び次条第一項において「仮の命令」という。)の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、釈明の機会を付与しなければならない。

4 福岡県行政手続条例第三章第三節の規定は、公安委員会が前項の規定による釈明の機会の付与(次項及び第八項において単に「釈明の機会の付与」という。)を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、公安委員会規則で定める。

5 公安委員会は、釈明の機会の付与の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、福岡県行政手続条例第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、第十三条の二第三項の規定による命令をすることができる。

6 前項の規定による命令をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

7 公安委員会は、第五項に規定する場合を除き、釈明の機会の付与を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。

8 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため、第四項において準用する福岡県行政手続条例第二十九条において準用する同条例第十五条第三項の規定により釈明の機会の付与の通知を行ったときの当該仮の命令の効力は、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る釈明を記載した書面の提出期限(口頭による釈明の機会の付与を行う場合には、その日)までとする。

(公安委員会の事務の委任)

第二十三条の四 公安委員会は、仮の命令に関する事務を警察本部長に行わせること

ができる。

2 公安委員会は、第十三条の二第二項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第二十五条第一項第一号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条の三第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第二十五条第二項中「前項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第十三条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第十三条の三第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十一条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条中「前条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十三条の三関係）

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六条若しくは第三百三十七条に規定する罪（青少年に販売する行為に係るものに限る。）、同法第三百三十九条第二項に規定する罪（青少年に建物又は室を提供して利益を図る行為に限る。）、又は同法第四百十一条に規定する罪（青少年に販売する行為又は建物若しくは室を提供して利益を図る行為に係るものに限る。）、

二 刑法第七十五条に規定する罪（青少年に頒布し、若しくは販売し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（青少年に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪

（青少年である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（青少年に対するわいせつな行為又は青少年である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条の二に規定する罪（青少年である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条若しくは第八十一条に規定する罪（青少年に対するわいせつな行為又は青少年である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（青少年である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）、

三 刑法第二百二十四条から第二百二十六条までに規定する罪（青少年を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十六条の二に規定する罪（青少年を売買する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十七条第一項から第三項までに規定する罪（青少年を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同法第四項に規定する罪（略取され又は誘拐された青少年を收受する行為に係るものに限る。）、又はこれらの罪（同法第二百二十五条の二第二項及び第二百二十七条第四項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第二百二十八条に規定する罪

四 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪又は同条第二項（同法第三十四条第一項第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条の二に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の三に規定する罪（大麻から製造された医薬品を青少年に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、又は同法第二十四条の七に規定する罪（青少年に対する譲渡しの周旋をする行為に係るものに限る。）、

六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十九条第二号（同法第二十三条第二項に係る部分に限る。）、に規定する罪（青少年に取扱いをさせる行為に係るものに限る。）、

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（同法第三条第三項に係る部分に限る。）、に規定する罪（青少年に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）、同法第二十四条第一号（同法第三条の二第六項に係る部分に限る。）、に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、

又は同法第二十四条の二第一号若しくは第二号に規定する罪（青少年に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）

八 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の三（同法第十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（青少年に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の四（同法第三十条の九に係る部分に限る。）に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の四（同法第三十条の十一に係る部分に限る。）に規定する罪（青少年に対して使用する行為に係るものに限る。）、又は同法第四十一条の十一若しくは第四十一条の十三に規定する罪（青少年に対する譲渡しの周旋をする行為に係るものに限る。）、

九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の二に規定する罪（青少年に譲り渡し、又は交付する行為に係るものに限る。）、同法第六十四条の三に規定する罪（青少年に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第六十六条に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第六十六条の二（同法第二十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪（青少年に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第六十六条の四に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、又は同法第六十八条の二若しくは第六十九条の五に規定する罪（青少年に対する譲渡しの周旋をする行為に係るものに限る。）、

十 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十二条に規定する罪（青少年に譲り渡す行為に係るものに限る。）、又は同法第五十四条の三に規定する罪（青少年に対する譲渡しの周旋をする行為に係るものに限る。）、

十一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条第一項に規定する罪（青少年をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第二項第一号に規定する罪（青少年を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）、同法第七条に規定する罪（青少年に売春をさせる行為に係るものに限る。）、同法第八条第一項に規定する罪（青少年から收受し、又は青少年に要求し、若しくは青少年と約束する行為に係るものに限る。）、同法第二項に

規定する罪（青少年に要求する行為に係るものに限る。）、同法第九条に規定する罪（青少年に金品その他の財産上の利益を供与する行為に係るものに限る。）、

同法第十条に規定する罪（青少年に売春をさせる行為に係るものに限る。）、同法第十一条に規定する罪（青少年に提供する行為に係るものに限る。）、又は同法第十二条に規定する罪（青少年に売春をさせる行為に係るものに限る。）、

十二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十五条第二号に規定する罪（十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる青少年に交付する行為に係るものに限る。）、

十三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条に規定する罪、同法第五条に規定する罪（青少年による児童買春に係るものに限る。）、同法第六条に規定する罪、同法第七条第一項に規定する罪（青少年に提供する行為に係るものに限る。）、同法第七項若しくは第三項に規定する罪（児童ポルノを製造する行為に係るものに限る。）、同法第四項に規定する罪（青少年に提供し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第五項に規定する罪（児童ポルノを製造する行為に係るものに限る。）、又は同法第八条第一項若しくは第三項（同法第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

十四 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第三十八条第一項に規定する罪又は同法第二項第二号から第四号までに規定する罪

十五 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に障害を及ぼす罪で公安委員会規則で定めるもの

第二条 福岡県暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十三条―第十四条）」を

「第三章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十三条―第十四条）」

第三章の二 特定の地域における暴力団の排除を推進するための措置 に改める。

（第十四条の二）

第十三条の三第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特定の地域における暴力団の排除を推進するための措置

第十四条の二 多数の県民が来訪し、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、
同条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業その他暴力団の排除を推進する
ことが特に必要な営業として公安委員会規則で定めるもの（第八項において「特定

接客業」という。）を営む者（次項及び第七項において「特定接客業者」という。
）の営業所が集合している地域であつて、暴力団の活動の状況に照らして、暴力団

の排除の強化を図り、県民が安心して来訪することができ環境を整備することが
特に必要なものとして、別表第二に掲げるものその他公安委員会規則で定めるもの
を暴力団排除特別強化地域とする。

2 特定接客業者であつて、暴力団排除特別強化地域に営業所を置くものは、公安委
員会規則で定めるところにより、公安委員会に対し、暴力団員が当該営業所に立ち
入ることを禁止する旨を告知する公安委員会規則で定める標章（以下この条におい
て単に「標章」という。）を当該営業所に掲示するよう申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があつた場合において、公安委員会は、暴力団員が当該営
業所に立ち入ることを禁止することが暴力団排除特別強化地域における暴力団の排
除を強化し、県民が安心して来訪することができる環境を整備するために必要であ
ると認めるときは、当該営業所の出入口の見やすい場所に標章を掲示するものとす
る。

4 暴力団員は、標章が掲示されている営業所に立ち入ってはならない。

5 公安委員会は、暴力団員が前項の規定に違反する行為をしたときは、公安委員会
規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ
、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができ
る。

6 公安委員会は、暴力団員が第四項の規定に違反する行為をした場合において、当
該暴力団員が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認める
ときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、一年を超え
ない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為を防止するために必要な事
項を命ずることができる。

7 第三項の規定によりその営業所に標章が掲示された特定接客業者は、公安委員会
規則で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くよう申し出る
ことができる。この場合において、公安委員会は、当該営業所から標章を取り除く
ものとする。

8 前項の規定によるほか、公安委員会は、第三項の規定により特定接客業の営業所
に標章を掲示した場合において、当該営業所において当該特定接客業が営まれなく
なったときその他標章を掲示する必要がなくなったと認めるときは、当該標章を取
り除くものとする。

9 何人も、第三項の規定により掲示された標章を損壊し、若しくは汚損し、又はこ
れを取り除いてはならない。

第二十一条第一項中「第十三条の二第二項」の下に「、第十四条の二第四項」を加
え、「若しくは第十三条の三第一項若しくは第二項」を「、第十三条の三第一項若し
くは第二項若しくは第十四条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第二十三条の三第一項及び第五項中「第十三条の二第三項」の下に「又は第十四条
の二第六項」を加える。

第二十三条の四第二項中「第十三条の二第二項」の下に「又は第十四条の二第五項
」を加える。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 第十四条の二第五項又は第六項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下
の罰金に処する。

第二十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を
加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第五項の規定に違反した者

二 第十四条の二第九項の規定に違反した者

第二十六条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二（第十四条の二関係）

北九州市	小倉北区のうち、魚町一丁目から四丁目まで、鍛冶町一丁目及び二丁目、京町一丁目から四丁目まで、米町一丁目及び二丁目、紺屋町、堺町一丁目及び二丁目、船頭町、船場町並びに古船場町 八幡西区のうち、熊手一丁目、二丁目及び三丁目（一番から三番までに限る。） 、黒崎一丁目から四丁目まで並びに藤田三丁目
福岡市	博多区のうち、中洲一丁目から五丁目まで 中央区のうち、大名一丁目及び二丁目、天神一丁目から三丁目まで、西中洲並びに舞鶴一丁目及び二丁目
大牟田市	旭町三丁目、栄町一丁目及び二丁目、新栄町、住吉町、大正町一丁目及び二丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町一丁目及び二丁目、港町並びに有明町一丁目（一番地に限る。）
久留米市	小頭町（一番地、二番地、八番地、九番地及び二番地に限る。） 、通町（二番地、三番地及び六番地に限る。） 、日吉町（一番地から一五番地までに限る。） 、本町（二番地に限る。） 及び六ツ門町（一番地から三番地まで、五番地から一四番地まで及び一七番地から二二番地までに限る。）
飯塚市	飯塚（一番から一三番までに限る。） 、本町（一番から一二番までに限る。） 及び吉原町（七番から一二番までに限る。）

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年二月一日から施行する。ただし、第一条中第十七条の改正規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は平成二十四年八月一日から施行する。

（準備行為）

2 第二条の規定による改正後の福岡県暴力団排除条例第十四条の二第二項の規定による申出は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。